

河川法第24条、26条第1項にかかる許可申請書類（土地＋工作物）

- ・国土交通省指定の申請書
- ・事業計画の概要  
新築等にかかる事業の計画の概要を具体的に記載する
- ・位置図  
縮尺は1/50,000とし、申請箇所を○印で旗上げ表示し「申請箇所」と赤書き
- ・実測平面図
  - ① 原則として1/250～1/500程度のものとするが、区域が広いまたは長い場合は1/500～1/1,000程度でも可
  - ② 実測年月日を付記
  - ③ 申請にかかる行為によって当該河川に影響があると判断される区間まで実測したもの
  - ④ 改修計画法線を明示するとともに、申請にかかる占用区域の平面的な外形、河川区域**官民境界線を明示する**
  - ⑤ 横断面図と照合できるよう横断面図の測点を記入
  - ⑥ 占用部分、行為部分等を着色する
- ・工作物の設計図（構造図）  
行為の設計図（必要に応じて）**横断面図、縦断面図 ※横断面図には官民境界線・HWLを明示**
- ・工事実施計画書  
工程表、施工者（連絡体制には出張所も明記）  
※工程表は実工事の工程表ではなく、河川法許可にかかる工期とし、申請書乙の4に記載する工期と合わせるものとする
- ・面積計画書・丈量図（河川区域行為面積、工事中一時占用面積、永久占用面積）
  - ① 原則として実測平面図を同一のものとする
  - ② 面積計算は㎡とし、三斜計算（投影法）により小数点以下第3位まで計算する  
合計面積は小数点第3位を四捨五入、小数点以下第2位までとする

**※工事中一時占用面積は永久占用部分を除いた面積とする**  
**※変更の場合の永久占用面積は、既存＋新設の合計で記載すること**  
**前回占用面積を赤書きすること**
- ・土地の権原に関する図書（民地の場合）  
地方法務局等が保存する土地図面（いわゆる公図）の写しに申請に係る区画を示し着色  
登記簿  
土地の売買契約書等
- ・他の行政庁の許可等  
申請に係る行為または事業に関し他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするとき⇒許可書、認可書の写しまたは受ける見込みがあることを示す書面
- ・現況写真
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

◎提出は2部必要です。許可までに約1ヶ月かかりますので余裕を持って申請お願いします◎